

令和4年1月25日

土木部 監理課
建設業振興グループ
担当：中本
内線：5020
外線：076-225-1712

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止命令について

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社村建	代表者氏名	村谷 省三
主たる営業所の所在地	石川県河北郡津幡町字清水ア9		
許可番号	石川県知事 (般-29)第12811号	許可を受けている建設業の種類	土/と/管/舗/水/解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年1月25日	処分を行った者	石川県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(第1項第2号該当)		
処分の内容(営業の停止)			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの			
2 期 間 令和4年2月9日から令和4年3月10日までの30日間			
処分の原因となった事実	経営事項審査の虚偽申請		
株式会社村建は、令和2年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を水増しした虚偽の申請を行い、当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果を石川県に提出し、県はこの結果に基づき、令和3年度・令和4年度建設工事入札参加資格審査を行った。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項			